

小規模雑居ビル等に対する防災啓発活動を行います

8月30日(金)から9月5日(木)までは、建築物防災週間です。この週間は年に2回あり、建築物の管理者等に、建築基準法や防災関係法令の制度を周知し、防災対策を推進する活動を行っています。期間中は、定期報告が滞っている建築物に立ち入り検査をします。

また、建築物防災週間に関連し、小規模雑居ビルなどに対する防災啓発活動を行います。なお、例年は15時から啓発活動を実施していましたが、本年度は雑居ビルの営業時間を踏まえ開始時間を遅くし、多くの雑居ビルの管理者等に周知を図る計画としました。

- 日時** 9月26日(水) 17時30分～20時
【出発式】 17時30分～17時40分頃、前橋プラザ元気21
5階508学習室(本町二丁目12-1)
- 場所** 前橋市中心商店街
- 対象** 小規模雑居ビル(3階以上の建築物で風俗営業を営む店舗その他これに類する店舗、飲食店などの用途に供する建築物等)
- 内容** 本市建築指導課職員、保健所職員、消防局職員と前橋警察署生活安全課が3班に分かれて市内巡回を実施。小規模雑居ビルなどで防災啓発活動を行います。

本件に関するお問い合わせ先

建築指導課 審査監察係

電話 内線 / 3754

外線 / 027-898-6753